

のもの、ワークが回転する旋盤系統のもの又はその両方を兼ね備えたもの等が含まれる。

(b) 切削送りを数値制御で行うものが規制の対象に含まれている。

(c) 従来この品目については部分品（他の用途に用いることができるものを除く。）も規制されていたが、平成25年のリスト改正時に部分品は規制対象から削除された。

## (9) 光学仕上げ工作機械

輸出令別表第1の6の項(3)、貨物等省令第5条第四号

数値制御を行うことができる光学仕上げ工作機械であって、選択的に材料を除去することにより非球面加工が可能なもののうち、次の全てに該当するものが規制される。

イ 仕上がり形状寸法公差が  $1.0\mu\text{m}$  未満、

ロ 仕上げの表面粗さの二乗平均平方根が  $100\text{nm}$  (ナノメートル) 未満、

ハ 輪郭制御軸数が4以上

ニ 磁性流体研磨法、電気粘性流体研磨法、エネルギー粒子ビーム研磨法、膨張膜研磨法または流体ジェット研磨法を用いるもの

光学仕上げ工作機械は上記第5条第四号でのみ規制され、第5条第二号では規制されない。

## (10) 歯車の仕上げ加工用工作機械

輸出令別表第1の6の項(3)、貨物等省令第5条第五号

(a) 歯車の仕上げ加工用工作機械に対する規制で、電子制御によるもの、電子制御によらないものを問わず、下記の項目に該当するものが規制される。

① Cスケールで測定したロックウェル硬さが HRC40 以上の歯車を仕上げ加工するように設計した工作機械であって、

② ピッチ円直径が  $1,250\text{mm}$  を超え、かつ、歯幅がピッチ円直径の15%以上の平歯車、はすば歯車若しくはやまば歯車 (3.2.3(11)の図3.2-23、3.2-24、3.2-25参照)のうち ISO 1328で定める精度が3級以上のものを仕上げ加工することができるもの

(b) 部分品、制御装置若しくは附属品（他の用途に用いることができるものを除く。）も規制される。

(c) 傘歯車等ここに記されていない種類の歯車の加工用機械は、この項の対象ではない。

## (11) フィードバック装置、複合回転テーブル又はティルティングスピンドル

1) 輸出令別表第1の6の項(8)、貨物等省令第5条第十号イ

本項目は直線型位置フィードバック装置に対する規制で、次の式で得られる数値未満の精度のものが規制される。